

## 大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議 審議のまとめ (案)

### 1. 検討の経緯はじめに

- 大学入学者選抜については、これまでも過度の受験競争の緩和や高等学校との接続をより密にする観点から、学力検査のみならず調査書、小論文、面接等を活用して、志願者の能力・適性等を総合して判定するなど、入試方法の多様化や評価尺度の多元化を推進してきたところである。
- 平成25年10月には、教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」（平成25年10月31日）（以下「第四次提言」という。）において、大学入学者選抜を、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換するとともに、高等学校教育と大学教育の連携を強力に進めることが提言された。
- また、平成26年12月には、中央教育審議会より「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」（平成26年12月22日）（以下「高大接続改革答申」という。）が提言され、その答申に示された改革の具体案として、高大接続システム改革会議「最終報告」（平成28年3月31日）（以下「最終報告」という。）が提言された。
- これらの「第四次提言」、「高大接続改革答申」や「最終報告」においては、改革の目指すべき方向性や意義とともに、その実現のための方策として、高等学校教育改革、大学教育改革、大学入学者選抜改革に、一体的に取り組むことが示されたところである。
- 「最終報告」においては、改革の基本的な考え方として、これからの予測不可能予見困難な時代において、一人一人の学習者が身に付けるべき力として、「学力の3要素」（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）<sup>1</sup>を特に重視すべきとした上で、それを実現するために、個別大学における入学者選抜については、卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）、教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえて策定される入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシ

<sup>1</sup> いわゆる「学力の3要素」については、学校教育法第30条第2項で、小学校教育において、「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力」及び「主体的に学習に取り組む態度」を養うことに特に意を用いなければならないと規定されており、この規定は中学校、高等学校等にも準用されている。「最終報告」等を踏まえて、現在、大学入学者選抜実施要項において、志願者の能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、学力を構成する特に重要な三つの要素（①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力、③主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度）のそれぞれを適切に把握するよう十分留意すると定められている。

一」という。)に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するもの(以下「多面的・総合的評価」という)に改善することが必要であると提言された<sup>2</sup>。

- これらの提言を踏まえて、各大学の入学者選抜においては、多面的・総合的評価を行うために、学力検査だけでなく、面接を行ったり、小論文、調査書、志願者本人が記載する資料、資格・検定試験の成績や個々の活動歴などを評価したりするなど、多様な取組が進められているところであるが、より適切な評価を行うためには、学力検査以外の選抜方法や選抜資料の活用の在り方、選抜区分ごとの特性を踏まえた学力の3要素の評価の重み付けなどについて、高等学校、大学関係者間で考え方を整理し共有した上で、取組を進めることが必要である。
- また、新学習指導要領下での学習評価及び指導要録の改善点等が示された<sup>3</sup>ことを踏まえるとともに、令和元年12月に学校の働き方改革の法案が成立した<sup>4</sup>ことを受けた教員の負担軽減の観点も十分考慮しながら、令和6年度に実施される新学習指導要領に対応した最初の個別入学者選抜に向けた調査書の在り方等について新たに検討を行う必要がある。
- このため、令和2年2月に、高等学校関係者、大学関係者、有識者、保護者関係者等を構成員とする、本「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」(以下「協力者会議」という。)が設置され、大学入学者選抜における多面的・総合的な評価の内容や手法に関する事項や、調査書の在り方及びその電子化の在り方手法に関する事項等について、検討を行ってきたところであり、この度、以下のとおり「審議のまとめ」を取りまとめたものである。
- 今後、文部科学省においては、本「審議のまとめ」において引き続き検討が必要とされた事項について速やかに取り組むとともに、令和6年度に実施される新学習指導要領に対応した最初の入学者選抜に係る予告の策定に際しては、本「審議のまとめ」の内容を十分に踏まえた検討を求めたい。

## 2. 大学入学者選抜における多面的・総合的な評価について

### (1) 大学入学者選抜における多面的・総合的な評価の在り方について

#### 多面的・総合的評価を行う意義

- 高大接続改革においては、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育を通じて、

~~<sup>2</sup> これらの提言等を踏まえて、現在、大学入学者選抜実施要項において、志願者の能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、学力を構成する特に重要な三つの要素(①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力、③主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度)のそれぞれを適切に把握するよう十分留意すると規定している。~~

<sup>3</sup> 文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(平成31年3月29日)による。

<sup>4</sup> 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和元年12月11日公布)

これからの予測不可能な時代を生き抜くための資質・能力として学力の3要素を育成することが不可欠であるとされており、このうち大学入学者選抜においては、知識の暗記・再生や暗記した解法パターンを単に適用する能力の単なる適用の評価等を行うのではなく、学力の3要素を多面的・総合的に評価<sup>5</sup>するものに改善することが必要とされている。

- 志願者の中には、将来の進路選択や目的意識を明確に持った上で大学に志願する層がいる一方で、必ずしもそうでない層がいる中で、多面的・総合的評価を推進することについては、志願者の大学入学後の学びについての理解を深め、志願者と大学との相互選択を促進し、入学後の教育につなげて留年や退学を回避させることが可能となるなど、志願者と大学の双方に積極的な意義があることも指摘されており、こうした積極的な意義について、高等学校・大学関係者の共通理解を図っていくことが必要である。
- そのため、これまでの高大接続改革の趣旨を踏まえて、各大学の入学者選抜については、引き続き学力の3要素を多面的・総合的に評価するものに改善することが重要である。

#### 多面的・総合的評価に当たっての留意事項

- 本協力者会議においては、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜のそれぞれの選抜区分ごとに求められる多面的・総合的評価の在り方について検討を行ったが、多面的・総合的評価を推進するに当たって、選抜区分の特性を踏まえて留意すべき事項を整理した。
- 具体的には、今般の高大接続改革においては、総合型選抜では志願者本人が記載する資料や面接等を、学校推薦型選抜では調査書及び推薦書を、主たる評価資料・方法にするものであるが、大学教育を受けるために必要な「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」も適切に評価するため、各大学が実施する評価方法（小論文、資格・検定試験の成績等）又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用することを必須としている<sup>6</sup>。総合型選抜、学校推薦型選抜は、多面的・総合的な評価を丁寧に時間をかけて行う点において、一層重要な役割を有することが期待される。

#### ○ このうち学校推薦型選抜については、推薦書において、入学志願者本人の学習歴

<sup>5</sup> 「多面的・総合的」という用語については、例えば、①志願者の集団を、それぞれの選抜区分（一般・総合型・学校推薦型等）ごとに異なる観点で、あるいは異なる観点に比重を置いて、評価しようとする、②ある選抜区分において、一人の志願者を一つの観点だけでなく、様々な観点から俯瞰的に全体として評価しようとするものの両者を合わせたものと解釈することが考えられる。

<sup>6</sup> このことは、文部科学省高等教育局長通知「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について（通知）」（平成29年7月13日）を踏まえて、文部科学省高等教育局長通知「令和3年度大学入学者選抜実施要項（通知）」（令和2年6月19日）において定められた規定された。

や活動歴を踏まえた学力の3要素に関する評価を記載するとしている取扱は継続することが適当である。

- また、一般選抜については、大学の規模や設置形態、学部・学科等によっては、志願者数や入試業務の制約から、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」の評価に比重を置き、学力検査や小論文などが中心の評価方法となることも想定されるが、その場合であっても、例えば、希望する志願者には、高等学校での活動・実績を通して身に付けた能力・スキルや経験が大学入学後の学習にどう活かせるか等を簡潔に記載した資料の提出を求めて選抜の一部として活用している事例<sup>7</sup>などがあり、各大学はこのような事例も参考として取り組むことなどが考えられる。
- 多面的・総合的評価を行うに当たって、学力の3要素の重み付けをどのように行うかは、各大学のアドミッション・ポリシーや選抜区分によって、志願者のどのような能力を特に重視して評価したいのかにより異なり、また評価方法も様々である。仮にすべての選抜区分で学力の3要素を同程度の重み付けで評価しようとするれば、かえって各選抜区分の特性が失われ、選抜が画一化するおそれがある。
- このため、各大学においては、各選抜区分の特性に応じた形で多面的・総合的評価を行うための工夫を凝らしながら、それぞれの実情に合った方策を講じることが重要であり、その際、各大学はそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、志願者のどのような学力を、どの資料を用いて、どのような方法で評価するのかをこれまで以上に明確にした上で、募集要項等において公表することが必要である。
- さらに、多面的・総合的評価をより適切に行っていくために、各大学は入学者選抜についての専門性を持つ人材の育成や業務に携わる教職員の知識やスキルの向上などにも取り組むことが望ましい。
- なお、各選抜区分の特性については、現行の大学入学者選抜実施要項における整理や表記では分かりにくく、選抜の実態と合っていないとの指摘もあることから、今後「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」において、上述した点に留意しながら、高等学校・大学関係者等による検討がなされることを期待したい。
- また、全ての志願者に対して、丁寧に関心をかけて多面的・総合的評価を行うためには、特に一般選抜の入試日程<sup>8</sup>では評価にかかる時間が不足することから、~~もており~~、現行の日程を見直す必要もあるのではないかとといった指摘があるものの、入試日程の変更は大学入試全体の仕組の在り方にも関わるため、本協力者会議では、現行の選抜区分（一般・総合型・学校推薦型）と入試日程を前提として取りまとめを行うものである。

<sup>7</sup> 佐賀大学の一般選抜において実施されている「特色加点制度」の事例。

<sup>8</sup> 大学入学者選抜実施要項においては、一般選抜における学力検査の試験期日は2月1日から3月25日までの間と定められている規定されている。また、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮するとされている。

(2) 志願者の「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を評価することについて

「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を評価することの考え方

- 大学入学者選抜実施要項においては、志願者の「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を入学者選抜において適切に把握するよう十分留意するとしており、各大学のアドミッション・ポリシー、学部・学科等や選抜区分の特性に応じて、調査書や活動報告書、大学入学希望理由書、活動報告書、面接などにより評価することとされている。
- いわゆる「主体性」を評価することについては、高大接続改革において「多様性・協働性」も含めて「主体性等」と呼称されるようになるなど、用語の定義が明確でないとの指摘や、「主体性」を客観的に評価することは困難ではないかといった懸念が示されている。
- この点に関しては、「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」の評価に当たって、主体性・多様性・協働性という要素に分けてそれぞれを評価したり、「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」のみを取り出して評価したりするということではなく、する選抜を推進したりするというよりも、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」と合わせて学力の3要素をと合わせて、多面的・総合的に評価することを推進することを明確にした上で、高等学校・大学関係者の共通理解を図っていくことが必要である。
- 多面的・総合的評価を行う際に評価しようとする「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」とは、各大学のアドミッション・ポリシーにより、普段の学習場面での態度もあれば、学校の教育活動外の活動での態度を含む場合も考えられるが、各大学はアドミッション・ポリシーに基づき、各大学の判断において、評価しようとする「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を定義し、明らかにする必要がある。
- また、「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を評価することについては、合否判定への活用の方法によっては、高校生にとって大学入学者選抜に向けての過度な動機付けにもなりかねず、準備としての活動の負荷を増大させて、逆に主体性を損なって本来、高校生が主体的に取り組むべき諸活動を歪める恐れがあるのではないか等の懸念も指摘されているところであり、生徒が取り組んだ活動の成績や結果だけでなく、生徒が様々な活動に取り組んだ動機目的や、それを目標達成に向けてのするまでの過程なども併せて評価するなどの工夫や配慮が重要である。
- さらに、各大学は評価に当たっては、教科毎の学習活動や特別活動などを通して、高等学校が育成する生徒の資質・能力と、各大学のアドミッション・ポリシーとの

マッチングが図られているのかどうか重要であるといった意見や、成果の記録を得点化することや評価基準を満たすための負荷が大きくなることなどへの不安があるといった意見などがあることから、何をどのように評価するのかを可能な限りわかりやすく明らかにするよう留意することが必要である。

#### 志願者本人が記載する資料の活用

- 多面的・総合的評価を行うに当たっては、高等学校が作成する調査書以外の、活動報告書や大学入学希望理由書等の志願者本人が記載する資料の積極的な活用が求められているところであるが、高等学校側からは、学校が把握して記載する調査書の情報と、志願者が自らの責任で大学に提出する情報を分けた上で、選抜資料として活用することが望ましいとの意見がある。
- 個々の生徒の「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」について、高等学校が大学に提供できる資料は学校の教育活動に限られるため、学校の教育活動外の個々の活動に取り組んだ過程事実や成果の詳細については、原則として各大学の求めに応じて、志願者自身が活動報告書、大学入学希望理由書などの志願者本人記載資料やポートフォリオなど各大学が定める方法により、直接大学に提出することが適当である。

#### (3) 志願者が経済的な条件等に左右されず多面的・総合的な評価の機会を得ることができるよう評価の方法等について

- 多面的・総合的評価を行うに当たっては、志願者がそれまで取り組んだ活動を通して得られた経験を評価対象とする場合があるが、多様な経験の機会が得られるかどうかについては、志願者の経済的状況や居住地に左右されるとの指摘があることから、評価をする際には、志願者本人の努力では解決できない要因への配慮が必要である。
- 各大学において志願者が経済的な条件や地理的な条件等に左右されない多面的・総合的な評価の方法について検討するに当たっては、それぞれの大学の規模、設置形態、学問領域、地域性、建学の精神、人材育成の目的等によって評価基準に関する考え方が異なると想定される。
- 志願者本人の努力では解決できない経済的な条件や地理的な条件等に左右されないための措置を導入する場合、その基本的な考え方として、①経済的・地理的な不利等がある志願者に対し、そうした客観的事実に配慮した選抜を行うこと、②経済的・地理的な不利等がある志願者でも、高い評価を得られる活動（例えば学校の教育活動内の取組等）を評価の対象にして選抜を行うことの大きく2つの観点に基づいて、教育の機会均等の実現を図ることを目的として、評価方法等を社会的な要請に照らしながら検討することが必要である。

- その際、志願者の背景等を全般にわたって詳細に確認することは、その取り扱いに関して社会的な共通理解が十分に形成されていない面があることから、各大学において、そうした点に留意しつつ経済的条件や地理的条件等に左右されない評価方法を検討することが適当である。
- また、このような措置を導入する場合は、その趣旨や方法について社会に対し合理的な説明ができること及び、志願者の入学後の教育に必要な学力を確保することが前提として求められる。加えて、入学者選抜の公平性・公正性への配慮の観点から、総合型選抜や学校推薦型選抜等の特別選抜の一部として選抜を行うことも考えられる。その際、地域枠や児童養護施設入所者を対象とした選抜などを既に主体的に行っている大学の事例を参考にすることが考えられる。

### 3. 調査書の在り方及びその電子化手法の在り方について

#### (1) 次期新学習指導要領下での調査書の在り方について

- 調査書は指導要録に基づき作成するという原則<sup>9</sup>や、学校の働き方改革を受けた教員の負担軽減の観点も踏まえると、新しい高等学校学習指導要領の下での調査書の様式は、平成31年3月に示された新しい高等学校指導要録の参考様式<sup>10</sup>で簡素化された部分はそれに合わせて簡素化するなど、指導要録の様式と整合性をとる方向で見直すことが適切である。
- この場合も、大学はあらかじめ、調査書において何をどのように評価するかをこれまで以上に明確にした上で、募集要項等において公表することが必要である。

#### (2) 調査書における観点別学習状況の評価の取扱について

- 平成31年3月に示された新しい高等学校指導要録の参考様式においては、観点別学習状況の評価を充実する観点から、「各教科・科目等の学習の記録」において、新たに「観点別学習状況」の欄を設けることとしている。
- 大学入学者選抜において、高等学校の各教科・科目における観点別学習状況の評価を活用することについて、大学側には、例えば、「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」の評価の資料とすることが可能となるのではないかとの期待がある。
- 他方、高等学校においては、おける中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）などを踏まえ、新学習指導要領の下で観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を

<sup>9</sup> 大学入学者選抜実施要項において、調査書は大学入学者選抜の資料として、志願者の在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録に基づき作成すると定められている規定されている。

<sup>10</sup> 文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日）による。

高めるため観点からの取組が開始されたばかりであること状況や、大学入学者選抜における観点別学習状況の活用手法が確立されていない状況にある。このような中において、調査書に各教科・科目の観点別学習状況の評価を求めると、例えば評価結果を単純に点数化したり、特定の観点の評価結果だけを抽出したりするなど、多面的・総合的な評価の趣旨に沿わない活用となる恐れを払拭できないといった指摘や、各教科・科目の観点別学習状況の評価を適切に活用するためには、大学は高等学校の観点別学習状況の評価の考え方を十分に理解することが必要であるといった指摘もあることを等も踏まえると、観点別学習状況の評価を調査書に記載し、大学入学者選抜において直ちに活用することには慎重な対応が求められる。

~~○ また、調査書に各教科・科目の観点別学習状況の評価を求めると、例えば評価結果を単純に点数化するなど形式的な活用となる恐れを払拭できないといった指摘や、各教科・科目の観点別学習状況の評価を適切に活用するためには、大学は各高等学校の運営方針、育成しようとしている資質・能力、観点別学習状況の評価の考え方など、指導要録には記載されない内容を把握することが必要であるといった指摘もある。~~

○ ただし、大学入学者選抜において直ちに活用しないとしても、高等学校における観点別学習状況の評価を充実することの意義は変わらないものであり、引き続き取組を促進することが重要であることに留意すべきである。

### (3) 調査書の様式の見直しの方向について

○ 以上のような考え方を踏まえて、令和6年度に実施される入学者選抜において使用される次期新学習指導要領の下での新しい調査書の様式は、以下の方向で見直すこととする<sup>11</sup>。

▷ 「各教科・科目等の学習の記録」については、各教科・科目の観点別学習状況の項目を直ちに設けることはせず、今後の高等学校における観点別学習状況の評価の取組の浸透や確立の充実の状況、大学における観点別学習状況の活用方法の検討の進展等を見極めつつ、条件が整い次第可能な限り早い段階で調査書に項目を設けることを目指し、引き続き高等学校・大学関係者において検討を行うこととする。

検討に当たっては、教育委員会、高等学校、大学等が協働して、大学入学者選抜における観点別学習状況の活用方法等について実証研究に取り組み、その成果を普及していくことなどが考えられる。

▷ 「総合的な探究の時間の記録」については、指導要録と同様に、この時間に行っ

<sup>11</sup> 調査書の様式の見直し案については別紙参照。



た学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述することとする。

- ▷「特別活動の記録」については、指導要録と同様に、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点到照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することとする。
- ▷「指導上参考となる諸事項」については、指導要録と同様に、要点を箇条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめることとする。その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要な情報として精選して指導要録に記述された内容を元に記入することとする。
- ▷「備考」については、現在、は各大学はディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえ、志願者が大学の指定する特定の分野（例：保健体育、芸術、家庭、情報等）において、特に優れた学習成果を上げたことを備考欄に記載できるよう求めることができるとされている<sup>12</sup>が、大学や学部ごとに異なる内容を求められるのは相当の負担である、といった意見などが高等学校関係者からあることを踏まえ、これらの事項については調査書以外の資料で、志願者本人から直接大学に提出するよう求めることとする。

なお、「備考」に関連して、ついでに、高大接続改革以前から、大学入学者選抜実施要項において、各大学はその希望により、高等学校長に対し以下2点の記載を求めることができるが、今後はこれらの事項は、各大学が必要に応じて推薦書等で求めることとし、調査書における取扱は廃止するものとする。

- ・調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」にⒶと標示するよう希望することができる。（この場合に「備考」にその理由を記載させる。）
- ・当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を「備考」に記載するよう希望することができる。
- ▷「学習成績の状況」については、科目の成績とその単位数があれば必要に応じて加重平均等の計算が可能であることを踏まえると、調査書には現行どおりの単純平均を記載し、その活用方法は大学に委ねることとする。

#### （4）調査書の電子化の在り方について

- 調査書の電子化については、志願者、大学双方にとって入試事務の効率化、省力化に資するものであり、学校の働き方改革を受けた教員の負担軽減の観点も踏まえ

<sup>12</sup> 文部科学省高等教育局長通知「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について（通知）」（平成29年7月13日）及び文部科学省高等教育局長通知「令和3年度大学入学者選抜実施要項（通知）」（令和2年6月19日）による。

つつ、速やかな完全電子化を目指すべきである。電子化のシステムの構築・運用に当たっては、公益性、安全性、利便性の確保という条件を満たすことが必要である。

- 電子化に当たっては、指導要録の電子化と一体的に進める必要があるとの意見や、運用開始時には、全ての高等学校・大学で一斉に電子化すべきといった意見があった。現在の公立高等学校における統合型校務支援システムの導入状況は約79%（令和2年3月現在）であり、令和2年度大学入学者選抜における電子出願が可能な選抜区分は、一般選抜では約90%、総合型選抜では約56%、学校推薦型では約58%であるが、より実効性のある調査書の活用の実現を図るためには、統合型校務支援システムや大学入学者選抜における電子出願の更なる導入を促進しつつ、それらと連動する形での調査書の電子化を進めていく必要がある。
- その際、特定の実装方法のみを検討するよりも、制度改正等を含めた政府全体のデジタル化の動き等にも柔軟かつ速やかに対応できるように、複数の実装方法を検討するなど、様々な可能性を追求しておくことが適当である。また、入試事務の効率化、省力化の観点から、志願者本人が記載する資料や推薦書等の電子化についても併せて検討することが望ましい。
- 例えば、現在考えられる実装方法としては、以下のようなものがある<sup>13</sup>。
  - ・各大学が構築している電子出願システムに対し、高等学校から大学に電子調査書を送付
  - ・各大学が構築している電子出願システムに対し、志願者から大学に電子調査書（暗号化されたもの）を送付
  - ・電子調査書を授受するためのアプリケーションを開発、クラウドを介して志願者・高等学校・大学間で電子調査書を授受
  - ・全志願者の調査書データを一元的な組織の下で管理、当該組織の管理下のサーバを介して志願者・高等学校・大学間で電子調査書を授受
- 調査書の電子化を進めるに当たっては、これらの実装方法を検討する過程で明らかになった課題（費用・稼働負担、セキュリティリスクへの対応、調査書データの一元的な管理の在り方等）や、それぞれの方法のメリット・デメリットなども踏まえつつ、文部科学省、高等学校、大学関係者等において引き続き協議の上、実現に向けて取り組むことが重要である。

<sup>13</sup> 文部科学省大学入学者選抜改革推進委託事業「電子調査書の普及と一般選抜においても電子調査書が効果的に評価できる環境整備及び調査書における評価の在り方の調査研究（調査書の電子化に関する調査研究）」（事業実施期間：平成31年度及び令和2年度、受託者：学校法人関西学院）の成果による。



(裏)

※		※		※		※					
5. 総合的な探究の時間の記録	学習活動	観 点		評 価							
6. 特別活動の記録	内 容	観 点	学 年	1	2	3	4				
	ホームルーム活動										
	生徒会活動										
	学校行事										
7. 指導上参考となる諸事項	第1学年										
	第2学年										
	第3学年										
	第4学年										
8. 備 考											
9. 出欠の記録											
区分	学年	1	2	3	4	区分	学年	1	2	3	4
授 業 日 数						欠 席 日 数					
出席停止・忌引き等の日数						出 席 日 数					
留学中の授業日数						備 考					
出席しなければならぬ日数											
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 令和 年 月 日											
学 校 名											
所 在 地											
校 長 名											
印											
記載責任者職氏名											
Ⓜ											